



平成 28 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 月島機械株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 山田 和彦
コ ー ド 番 号 6332 (東証第一部)
問 合 せ 先 企画・管理本部 総務部長 数藤 美則
電 話 03-5560-6511

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 26 日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 27 日開催予定の第 154 回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、責任限定契約を締結できる会社役員~~の範囲が業務執行取締役等でない取締役や監査役に拡大されたこと~~に伴い、責任限定契約を締結できる会社役員~~の範囲を変更するとともに~~、併せて、責任限定契約に基づく責任限度額を法令に定める額にするため、現行定款第 28 条第 2 項(取締役の責任免除)および第 36 条第 2 項(監査役~~の責任免除~~)の規定の一部を変更するものであります。なお、第 28 条第 2 項(取締役の責任免除)の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更後
(取締役の責任免除) 第 28 条 (条文省略) 2. 当社は、 <u>社外取締役との間で</u> 、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、 <u>当該契約に基づく賠償責任の限度額は 950 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u>	(取締役の責任免除) 第 28 条 (現行どおり) 2. 当社は、 <u>取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間で</u> 、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、 <u>当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。</u>

<p>(監査役の責任免除) 第 36 条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、<u>社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は 950 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p>	<p>(監査役の責任免除) 第 36 条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、<u>監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>
---	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成28年 6 月27日 (予定)
定款変更の効力発生日 平成28年 6 月27日 (予定)

以上